

自己資本の充実の状況等について

当行は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する金融庁告示第19号（以下、告示）の一部改正にともない、平成25年度末より、バーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

以下の記載の開示事項は、金融庁告示第7号に基づく開示事項になります。

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率（国内基準）

平成26年9月期

（単位：百万円、％）

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	32,976
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001
うち、利益剰余金の額	31,035
うち、自己株式の額（△）	-
うち、社外流出予定額（△）	60
うち、上記以外に該当するものの額	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	-
うち、為替換算調整勘定	-
うち、退職給付に係るものの額	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,009
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,009
うち、適格引当金コア資本算入額	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,195
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 36,181
コア資本に係る調整項目（2）	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,172
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,172
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-
適格引当金不足額	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-
退職給付に係る資産の額	467
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) -

自己資本	
自己資本の額（(イ) - (ロ)）	(ハ) 36,181
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	304,249
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6,369
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	1,172
うち、繰延税金資産	-
うち、退職給付に係る資産	467
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 150
うち、上記以外に該当するものの額	4,879
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,060
信用リスク・アセット調整額	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 322,310
連結自己資本比率	
連結自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	11.22%

●連結自己資本比率（国内基準）

平成25年9月期

（単位：百万円、％）

項 目		平成25年9月30日
基本的項目 (Tier1)	資本金	2,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	0
	利益剰余金	29,515
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	60
	その他の有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人の少数株主持分	—
	うち海外目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業統合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—
	繰延税金資産の控除額(△)	—
	計 (A)	31,457
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	2,248
	一般貸倒引当金	1,169
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	—
	計	3,417
うち自己資本への算入額 (B)	3,417	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	34,874
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	296,730
	オフ・バランス取引項目	1,222
	信用リスク・アセットの額 (E)	297,952
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	18,556
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,484
	計 (E) + (F) (H)	316,508
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)		11.01
(参考) Tier1比率 = A/H×100 (%)		9.93

- (注) 1. 告示第28号第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

●単体自己資本比率（国内基準）

平成26年9月期

（単位：百万円、％）

項目	経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	32,275	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001	
うち、利益剰余金の額	30,434	
うち、自己株式の額（△）	—	
うち、社外流出予定額（△）	60	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	925	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	925	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,195	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	35,496	
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	1,171
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	1,171
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	346
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	—	—
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	35,496	

リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	304,671	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6,248	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	1,171	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	346	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150	
うち、上記以外に該当するものの額	4,879	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,659	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	322,331	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.01%	

●単体自己資本比率（国内基準）

平成25年9月期

（単位：百万円、％）

項 目		平成25年9月30日
基本的項目 (Tier1)	資本金	2,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	27,106
	その他	—
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	60
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業統合により計上される無形固定資産(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当(△)	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—
	繰延税金資産の控除額(△)	—
	計 (A)	31,048
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	2,248
	一般貸倒引当金	1,069
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務(注2)	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	
計	3,317	
	うち自己資本への算入額 (B)	3,317
控除項目	控除項目(注4) (C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	34,365
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	297,074
	オフ・バランス取引項目	1,222
	信用リスク・アセットの額 (E)	298,296
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	18,201
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,456
	計 (E) + (F) (H)	316,497
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		10.85
(参考) Tier1比率 = A/H × 100 (%)		9.80

- (注) 1. 告示第40号第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

定量的な開示事項

①第12条第4行第1号

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規程するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるものの、うち、規制上の所有自己資本を下回った会社の名称と所有自己資本を下回った額の総額
該当する会社はございません。

② 第10条第4項1号、第12条第4項第2号（自己資本の充実度に関する事項）

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成25年9月期				平成26年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	289,296	11,931	297,952	11,918	304,671	12,186	304,249	12,169
【資産（オン・バランス）項目】計	297,074	11,882	296,730	11,869	303,582	12,143	303,159	12,126
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	6	0	6	0	7	0	7	0
地方三公社向け	86	3	86	3	2	0	2	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,164	166	4,164	166	2,619	104	2,619	104
法人等向け	94,886	3,795	94,886	3,795	100,058	4,002	100,058	4,002
中小企業等向け及び個人向け	47,499	1,899	47,456	1,898	44,775	1,791	44,752	1,790
抵当権付住宅ローン	43,989	1,759	43,984	1,759	48,922	1,956	48,916	1,956
不動産取得等事業向け	68,792	2,751	68,792	2,751	67,043	2,681	67,043	2,681
三月以上延滞等	1,662	66	1,880	75	1,059	42	1,158	46
取立未決済手形	6	0	6	0	5	0	5	0
信用保証協会等による保証付	3,827	153	3,827	153	3,564	142	3,564	142
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	15,165	606	14,570	582	16,630	665	16,035	641
（うち出資等のエクスポージャー）					16,630	665	16,035	641
（うち重要な出資のエクスポージャー）					-	-	-	-
上記以外	12,610	504	12,690	507	8,642	345	8,624	344
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）					250	100	250	100
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）					2,838	113	2,713	108
（うち右記以外のエクスポージャー）					5,554	222	5,661	226
証券化（オリジネータの場合）	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち再証券化）	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化（オリジネータ以外の場合）	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち再証券化）	-	-	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	4,376	175	4,376	175	4,002	160	4,002	160
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					6,398	255	6,519	260
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額					△ 150	△ 6	△ 150	△ 6
【オフ・バランス取引等項目】計	1,222	48	1,222	48	1,089	43	1,089	43
原契約期間が1年以下のコミットメント	20	0	20	0	200	8	200	8
原契約期間が1年超のコミットメント	935	37	935	37	630	25	630	25
信用供与に直接的に代替する偶発債務	267	10	267	10	258	10	258	10
（うち借入金の保証）	267	10	267	10	258	10	258	10
オペレーショナル・リスク (B) (基礎的手法)	18,201	728	18,556	742	17,659	706	18,060	722
総所要自己資本額 (A) + (B)		12,659		12,660		12,893		12,892

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

●業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却			
	単体		連結	
	25年9月期	26年9月期	25年9月期	26年9月期
製造業	-	-	-	-
農業・林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸・小売業	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-
不動産賃貸管理業	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人による貸家業	-	-	-	-
個人	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
業種別計	-	-	-	-

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

【単体】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	25年9月期		26年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	126,142	-	139,600
10%	-	40,739	-	41,455
20%	20,543	466	18,397	538
35%	-	126,285	-	140,388
50%	10,010	1,867	14,613	621
75%	-	66,136	-	62,709
100%	12,528	184,350	10,860	187,746
150%	1,008	324	-	594
250%	-	-	-	1,135
1,250%	-	-	-	-
合計	44,090	546,313	43,872	574,788

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

【連結】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	25年9月期		26年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	127,153	-	141,009
10%	-	40,739	-	41,455
20%	20,543	466	18,397	538
35%	-	126,272	-	140,371
50%	10,010	1,884	14,613	647
75%	-	66,079	-	62,677
100%	12,528	183,832	10,860	187,388
150%	1,008	466	-	644
250%	-	-	-	1,085
1,250%	-	-	-	-
合計	44,090	546,893	43,872	575,818

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

④ 第10条第4項第3号、第12条第4項第4号（信用リスク削減手法に関する事項）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	25年9月期		26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,774	2,774	2,910	2,910
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	61	61	54	54

⑤ 第10条第4項第4号、第12条第4項第5号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項）

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

⑥ 第10条第4項第5号、第12条第4項第6号（証券化エクスポージャーに関する事項）

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

⑦ 第10条第4項第7号、第12条第4項第8号（銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項）

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

【単体】

(単位：百万円)

	25年9月期		26年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	16,775		18,369	
上記に該当しない出資等	2,225		2,215	
合計	19,001	19,001	20,584	20,584

【連結】

(単位：百万円)

	25年9月期		26年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	16,775		18,369	
上記に該当しない出資等	1,085		1,075	
合計	17,861	17,861	19,444	19,444

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	25年9月期		26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	663	663	761	761
償却額	-	-	-	-

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	25年9月期		26年9月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	2,991	2,991	4,425	4,425
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-	-	-

⑧ 第10条第4項9号、第12条第4項第10条（銀行勘定における金利リスクに対して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額）

8. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

【単体】

(単位：百万円)

	25年9月期	26年9月期
金利ショックに対する経済的価値の変動額	530	1,580
経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	1.61%	4.45%

【連結】

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

(注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を採用しております。

2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。

3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。

4. 経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。

算出方法…金利リスク量÷(Tier1+Tier2)

5. 平成23年3月期より、リスク管理の高度化の一環として、金利ショックの計測手法を「200bp」による計測手法から「1%タイル値と99%タイル値」による計測手法に変更しております。